

改正後	現 行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付申請及び実績報告）</p> <p>第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、電子申請の方法により、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し</p> <p>（2）誓約書（第2号様式）</p> <p>（3）賃金増加率計算表（第3号様式）</p> <p>（4）賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第4号様式）</p> <p>（5）<u>大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）誓約書（第8号様式）</u></p> <p><u>（6）国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し</u></p> <p><u>（7）県への交付申請及び実績報告前1か月分の賃金台帳の写し</u></p> <p><u>（8）その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付申請及び実績報告）</p> <p>第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、電子申請の方法により、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し</p> <p>（2）誓約書（第2号様式）</p> <p>（3）賃金増加率計算表（第3号様式）</p> <p>（4）賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第4号様式）</p> <p>（5）国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し</p> <p>（6）県への交付申請及び実績報告前1か月分の賃金台帳の写し</p> <p>（7）その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。</p>
<p>第6条～第10条（略）</p> <p>附則 この要綱は、令和6年3月19日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和7年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第6条～第10条（略）</p> <p>附則 この要綱は、令和6年3月19日から施行する。</p>
<p>別表1（略）</p>	<p>別表1（略）</p>
<p>第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付申請書及び実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 称 代表者の役職・氏名 〔 担当者氏名 連 絡 先 〕</p> <p>大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）を交付されるよう、大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付要綱第5条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第1号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付申請書及び実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 称 代表者の役職・氏名 〔 担当者氏名 連 絡 先 〕</p> <p>大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）を交付されるよう、大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）交付要綱第5条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

<p>1 国補助金の実施状況（実績報告の内容）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①補助対象経費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②確定額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>2 県補助金交付申請及び実績報告額（単位は円とし、算用数字を用いること。）</p> <p style="text-align: center;">_____円 ※算出式により算出した額を記入すること。</p> <p>3 添付資料</p> <p>(1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し</p> <p>(2) 誓約書（第2号様式）</p> <p>(3) 賃金増加率計算表（第3号様式）</p> <p>(4) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第4号様式）</p> <p>(5) <u>大分県省力化・生産性向上支援補助金（IT導入）誓約書（第8号様式）</u></p> <p>(6) <u>国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し</u></p> <p>(7) <u>県への交付申請及び実績報告前1か月分の賃金台帳の写し</u></p> <p>(8) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p>	①補助対象経費	円	②確定額	円	<p>1 国補助金の実施状況（実績報告の内容）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①補助対象経費</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②確定額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>2 県補助金交付申請及び実績報告額（単位は円とし、算用数字を用いること。）</p> <p style="text-align: center;">_____円 ※算出式により算出した額を記入すること。</p> <p>3 添付資料</p> <p>(1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し</p> <p>(2) 誓約書（第2号様式）</p> <p>(3) 賃金増加率計算表（第3号様式）</p> <p>(4) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第4号様式）</p> <p>(5) 国への交付申請前1か月分の賃金台帳の写し</p> <p>(6) 県への交付申請及び実績報告前1か月分の賃金台帳の写し</p> <p>(7) その他知事が必要と認める書類</p>	①補助対象経費	円	②確定額	円
①補助対象経費	円	②確定額	円						
①補助対象経費	円	②確定額	円						
県補助金交付申請及び実績報告額算出式（略）	県補助金交付申請及び実績報告額算出式（略）								
<p>第2号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、下記の事項について誓約します。</p> <p>なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。</p> <p>また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p>	<p>第2号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>私は、下記の事項について誓約します。</p> <p>なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。</p> <p>また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p>								

<p>(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。</p> <p>3 ツール導入のモデル事例として県もしくは県の委託する事業者のヒアリングや事例集作成に協力します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">〔法人、団体にあつては事務所所在地〕 住 所</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</p> <hr/> <p style="text-align: center;">生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)</p> <p>※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。</p>	<p>(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。</p> <p>3 ツール導入のモデル事例として県もしくは県の委託する事業者のヒアリングや事例集作成に協力します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">〔法人、団体にあつては事務所所在地〕 住 所</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</p> <hr/> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p>※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。</p>
<p>第5号様式～第7号様式 (略)</p>	<p>第5号様式～第7号様式 (略)</p>
<p><u>第8号様式 (第5条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>大分県省力化・生産性向上支援補助金 (IT導入) 誓約書</u></p> <p><u>私は、下記の事項について誓約します。なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、交付決定が取消となること及び補助金を返還することに異議はありません。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 本補助事業と同一の内容で、他の補助金、助成金等の交付を重複して受けていません。</u></p> <p><u>2 補助事業者自身が行うべき行為 (国の申請マイページの開設又はその後の交付申請における手続き等) を当該補助事業者以外が行っていません (なりすまし行為はありません)。</u></p> <p><u>3 補助事業者がIT導入支援事業者からITツールを購入するに当たり、ITツールの購入額に占める補</u></p>	

助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような購入方法（形式・時期の如何を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの。次の（１）及び（２）の方法を含むが、これに限らない。）で購入し、又は、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為を行っていません。

（１） ＩＴ導入支援事業者が補助事業者又はその利害関係者に対してポイント・クーポン等（現金に交換可能なものを含む）の発行等を行うことで、補助事業者のＩＴツール購入額を実質的に減額し又は無償とすることにより、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。

（２） 補助事業者又はその利害関係者がＩＴ導入支援事業者からＩＴツール購入額の一部又は全額に相当する金額の払い戻しを受けることにより（現金の交付、口座振込等方法は問わない。）、実質的に支払われた金額又は実質的に支払う予定の金額と一致しない証憑を、購入額を証明する証憑として提出した。

４ 交付申請、実績報告、効果報告等において、国事務局及び知事に対し提出した証憑や、申請内容・報告内容に虚偽はありません。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

名 称

（ふりがな）

代表者役職・氏名